

件 名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例													
主 管 課	薬務衛生課													
根拠法令等	温泉法の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 25 日公布、平成 19 年 10 月 20 日施行）													
<p>【改正の概要】</p> <p>法改正に伴う手数料の新設等</p> <p>1 手数料の追加</p> <table border="1"> <tr> <td>土地掘削許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料</td> <td>7,400 円</td> </tr> <tr> <td>土地掘削許可を受けた者の相続承認申請手数料</td> <td>7,400 円</td> </tr> <tr> <td>ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料</td> <td>7,400 円</td> </tr> <tr> <td>ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の相続承認申請手数料</td> <td>7,400 円</td> </tr> <tr> <td>温泉利用許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料</td> <td>7,400 円</td> </tr> <tr> <td>温泉利用許可を受けた者の相続承認申請手数料</td> <td>7,400 円</td> </tr> </table> <p>新設手数料の金額・・・すべて既設の類似の承認の金額と同額</p> <p>2 法律の条項ずれに伴う規定整備</p> <p>「法第 9 条第 1 項」 「法第 11 条第 1 項」(増掘又は動力の装置の許可)</p> <p>「法第 13 条第 1 項」 「法第 15 条第 1 項」(温泉の利用の許可)</p> <p>「法第 15 条第 1 項」 「法第 19 条第 1 項」(温泉成分分析を行う者の登録)</p>			土地掘削許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,400 円	土地掘削許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400 円	ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,400 円	ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400 円	温泉利用許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,400 円	温泉利用許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400 円
土地掘削許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,400 円													
土地掘削許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400 円													
ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,400 円													
ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400 円													
温泉利用許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,400 円													
温泉利用許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,400 円													
施 行 日	平成 19 年 10 月 20 日													
<p>【その他参考事項】</p> <p>温泉法の一部を改正する法律の概要 別紙のとおり</p>														